

京都市告示第 235 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成20年8月27日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
上野 昭吾	空水治療院	北区大宮南田尻町58番地 第2池田ビル1F	平成20年7月1日
藤本 知博	ふじもと整骨院	左京区田中南大久保町69番地 リバティー東大路1F	平成20年7月22日
岩本 直己	いわもと接骨院	中京区猪熊通蛸薬師下る下 瓦町584番地	平成20年6月20日
藏本 祥一	アルケル在宅鍼灸マッサージ	中京区西ノ京中保町21番 地の2	平成20年7月1日
坂元 武	アルケル在宅鍼灸マッサージ	中京区西ノ京中保町21番 地の2	平成20年7月1日
村田 佳代子	アルケル在宅鍼灸マッサージ	中京区西ノ京中保町21番 地の2	平成20年7月1日
藤田 多郎	アルケル在宅鍼灸マッサージ	中京区西ノ京中保町21番 地の2	平成20年7月1日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川上 智	ひろみ鍼灸整骨院	中京区西ノ京左馬寮町10番地の3	平成20年7月3日
河 光浩	あんず鍼灸マッサージ院	山科区音羽野田町15番地の9 ハヤシスタジオビル1F	平成20年7月7日
武田 啓孝	たけだ鍼灸整骨院	下京区中堂寺庄ノ内町30番地の8	平成20年6月30日
八若 直樹	とよノ整骨院	右京区西京極堤外町1番地の32 サニーウィング1F北室	平成20年6月24日
増田 耕一	マスタ整骨院	右京区梅津西浦町16番地 ハイツイラック103	平成20年6月20日
大成 照洋	おおなり整骨院	伏見区清水町871番地の1	平成20年6月23日
森田 享子	森田治療院	伏見区久我森の宮町14番地の117	平成20年7月10日
大林 旭	うえむら整骨院	伏見区深草紺屋町4番地の4	平成20年7月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)